

緑区不法投棄防止対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、緑区不法投棄防止対策協議会（以下「対策協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 対策協議会はさいたま市緑区内のごみの不法投棄に対し、区民、事業者、行政が連携して不法投棄防止啓発活動のための効果的な対策を講じることにより、不法投棄の無い安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(会務)

第3条 対策協議会は前条の目的を達成するため、次の会務を行う。

- (1) 不法投棄防止対策の策定及び実施に関すること。
- (2) その他、不法投棄防止対策に必要な活動に関すること。

(組織)

第4条 対策協議会は別表に掲げる組織の構成委員をもって組織する。

(役員)

第5条 対策協議会に、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、構成委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、対策協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、対策協議会を召集し、会議の議長となる。

- 2 対策協議会は、会務の執行に関する事項を審議する。
- 3 会長は、必要に応じ、構成委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 対策協議会の事務局は、さいたま市緑区役所くらし応援室に置く。

(公開)

第8条 会長は、対策協議会の概要をさいたま市のホームページにおいて公開するものとする。

(補足)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が対策協議会に諮って定める。

(附則)

この会則は、平成24年3月5日から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名
尾間木地区自治会連合会
原山地区自治会連合会
美園地区自治会連合会
三室地区自治会連合会
リサイクル女性会議 緑
さいたま市建設業協会
さいたま市交通安全保護者の会（母の会）緑支部
さいたま市交通指導員 緑支部
さいたま市環境局
さいたま市緑区役所